# 【別紙１１】水量の変動等に基づく委託料の変更（契約書第２４条関係）

１　委託料の額を変更する条件

委託料の額を変更する条件は，ユーティリティ使用量（電力使用量，燃料使用量及び薬品使用量）が，市が予定する年間の計画使用量（以下，計画値という。）に対して，±５％の範囲を超えたときとし，原則として当該運営年度末に委託料の調整を行うことができるものとする。

２　委託料の額の変更方法

当該運営年度において，ユーティリティの計画値と実績値の乖離が±５％の範囲を超えたときは，表に示す対象項目について，次式により算出した額を変更する。

1. 計画値と実績値の乖離が＋5.0%を上回った場合

次の計算式により委託料を増額する。

 　　調整額（Ｙb）＝ Ｄ × （ Ｅ ／ Ｆ） － １．０５

1. 計画値と実績値の乖離が－5.0%を下回った場合

次の計算式により委託料を減額する。

 　　調整額（Ｙb）＝ Ｄ × ０．９５ － （ Ｅ ／ Ｆ）

Ｄ：当該年度における対象項目の見積額（当初協議額）

Ｅ：当該年度の実績値

Ｆ：当該年度の計画値

表 調整の対象項目と計画使用量

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象項目 | 計画値 | 備考  |
| ①電力使用量 | 【別紙１０】参照 |  |
| ②ガソリン | 485　リットル | 可搬式発電機用可搬式エンジンポンプ用高圧洗浄機用動力芝刈り機用 |
| ③A重油 | 3,000　リットル | 松田新田浄水場非常用発電機 |
| ④軽油 | 100　リットル | 高間木取水場非常用発電機 |
| ①次亜塩素酸ナトリウム（タンクローリーで搬入，有効塩素 12％以上，特級品） | 令和8,9年度319,298㎏令和10年度383,158㎏ | 松田新田浄水場  |
| ②ポリ塩化アルミニウム(タンクローリーで搬入，塩基度67～75%） | 令和8,9年度302,629㎏令和10年度363,158㎏ | 松田新田浄水場(７月～１０月使用) |
| ③ポリ塩化アルミニウム(タンクローリーで搬入，塩基度57～65%） | 令和8,9年度571,079㎏令和10年度685,294㎏ | 松田新田浄水場(４月～６月，１１月～３月使用) |
| ④苛性ソーダ(タンクローリーで搬入，濃度48%，液状品） | 10,000㎏ | 松田新田浄水場 |
| ⑤水道用粉末活性炭(フレコンバックで搬入，ドライ炭 含水率5%以下） | 3,000㎏ | 松田新田浄水場高間木取水場 |
| ⑥水道用粉末活性炭(10㎏袋詰めで搬入，ウエット炭 含水率50%以下） | 3,000㎏ | 松田新田浄水場 |